

2011年（平成23年）12月8日

■■■■■ 殿

大阪弁護士会  
会長 中本和洋



処分結果について（ご通知）

平成23年4月7日付で貴殿より申告がなされました、非弁被疑事件「■■■■■」に係る件は、本会法七十二条等問題委員会において調査のうえ、審議の結果、下記のとおり処分決定いたしましたのでご通知申し上げます。

記

本件は、■■■■■に対し、別紙のとおり警告する。

以上



## 警告の処分に留めた理由

- 1 貴殿の上記行為は、複数回にわたり、複数の者に対し、堂々と弁護士名などが記載された名刺を渡したというものであり、極めて悪質なものと判断せざるを得ません。また、貴殿は、当会の調査の際、当初、虚偽の事実を申告されるなど、真に反省されているかの疑問すら残ります。
- 2 元来であれば、当会は貴殿を、捜査機関へ告発するなどの法的措置も検討される事案です。しかし、本件では貴殿が病氣療養中であるという特殊な事情が認められるうえ、貴殿が当会に対し、同様の行為を繰り返されないことを誓約されるなどされております。そこで、当会は、貴殿に改善の余地があるものと判断し、今回に限って警告という処分に留めたものです。
- 3 万一、貴殿が、今後、上記行為と同様の行為をされた場合は、当会は、捜査機関への告発等の法的措置をとりますので、厳に同様の行為に及ぶことの無いようにしてください。

以上